

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年11月9日
【報告者の名称】	富士ソフトサービスビューロ株式会社
【報告者の所在地】	東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区江東橋二丁目19番7号
【電話番号】	03-5600-1731(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 鈴木 久美
【縦覧に供する場所】	富士ソフトサービスビューロ株式会社 (東京都墨田区江東橋二丁目19番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「当社」とは、富士ソフトサービスビューロ株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 富士ソフト株式会社
所在地 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 意見の内容

当社は、2023年11月8日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)7,508,400株(所有割合(注1):57.93%)を所有し、当社を連結子会社としております。この度、公開買付者は、2023年11月8日開催の取締役会において、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2023年11月8日に公表した「2023年12月期第3四半期決算短信[日本基準](非連結)」(以下「当社第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数(13,500,000株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(538,207株)を控除した株式数(12,961,793株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。以下、同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて1,132,800株(所有割合:8.74%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,132,800株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、買付予定数の下限は、当社第3四半期決算短信に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数(13,500,000株)から、同日現在当社が所有する自己株式数(538,207株)を控除した株式数(12,961,793株)に係る議決権の数(129,617個)に3分の2を乗じた数(86,412個)、小数点以下切り上げ。)から、本書提出日現在公開買付者が所有する当社株式の数(7,508,400株)に係る議決権の数(75,084個)を控除した数(11,328個)に、当社の単元株式数である100株を乗じた数とのことです。このような買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者が当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者のみとし、当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手續(以下「本スクイズアウト手續」といいます。)を実施する予定であるところ、本スクイズアウト手續として会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づき、当社株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるようにするためとのことです。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、自己資金並びに株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)及び株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行及び三井住友銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされているとのことです。

なお、公開買付者は、2023年11月8日開催の取締役会において、本取引と同様に、公開買付者の連結子会社であるサイバネットシステム株式会社(以下「サイバネットシステム」といいます。)、株式会社ヴィンクス(以下「ヴィンクス」といいます。)及びサイバーコム株式会社(以下「サイバーコム」といいます。)のそれぞれを、公開買付者の完全子会社とする取引の一環として、サイバネットシステムの普通株式を公開買付けにより取得すること(以下「サイバネットシステム公開買付け」といいます。)、ヴィンクスの普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得すること(以下「ヴィンクス公開買付け」といいます。)及びサイバーコムの普通株式を公開買付けにより取得すること(以下「サイバーコム公開買付け」といいます。)も併せて決議しているとのことです。公開買付者は、本取引、サイバネットシステム公開買付け、ヴィンクス公開買付け及びサイバーコム公開買付けをそれぞれ別個独立の取引として検討し、当社、サイバネットシステム、ヴィンクス及びサイバーコムとは個別に協議した結果、本取引、サイバネットシステム公開買付け、ヴィンクス公開買付け及びサイバーコム公開買付けの実施を決定しており、本取引、サイバネットシステム公開買付け、ヴィンクス公開買付け及びサイバーコム公開買付けはそれぞれ独立した取引であるとのことです(公開買付者が、サイバネットシステム公開買付け、ヴィンクス公開買付け及びサイバーコム公開買付けについて検討を開始した経緯その他各公開買付けの詳細は、公開買付者が2023年11月9日付で関東財務局長に提出したサイバネットシステム公開買付け、ヴィンクス公開買付け及びサイバーコム公開買付けに係る各公開買付届出書をご参照ください。)

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

()本公開買付けの背景

公開買付者は、1970年5月に神奈川県横浜市に株式会社富士ソフトウェア研究所の商号で設立後、1992年10月に東京証券取引所市場第二部に上場、1996年10月に株式会社エービーシとの合併に際して、その商号を富士ソフトエービーシ株式会社に変更したとのことです。その後、1998年9月に東京証券取引所市場第一部に市場変更を行い、2006年7月に現在の富士ソフト株式会社に商号を変更、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本書提出日現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。公開買付者は、「ひのき」(品質・納期・機密保持)の精神に基づく万全の品質管理体制のもと、お客様に安心と利益、そして新たな技術と付加価値をご提供するとともに、ICT(注1)の専門プロ集団として、社である「挑戦と創造」を続け、中期方針である「ICTの発展をお客様価値向上に結びつけるイノベーション企業グループ」を目指しているとのことです。

(注1)「ICT」とは、「Information and Communication Technology」の略であり、情報通信技術を指します。

本書提出日現在、公開買付者グループ(公開買付者並びに公開買付者の子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。)は、公開買付者、連結子会社30社、持分法適用非連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社で構成されており、主にSI(システムインテグレーション)(注2)事業及びファシリティ事業の2事業を展開しているとのことです。SI事業においては、機械制御系や自動車関連等に関する組込系/制御系ソフトウェアの開発、各業種で使用する業務系ソフトウェアの開発、システム構築技術を活用した自社製品や戦略的パートナーシップに基づく他社製品を販売するプロダクト・サービス及びシステムの構築・保守・運用サービス等の提供を行っているとのことです。昨今の公開買付者グループを取り巻く環境は変化が生じているとのことです。新型コロナウイルス感染症に対する規制の緩和・消費活動再開、長期化するサプライチェーンの混乱、物価上昇等のマクロ環境の変化だけでなく、情報サービス市場の観点においてもニューノーマルの定着や、DX(注3)を始めとする業務改革やビジネス革新におけるデジタル技術活用の拡大、人手不足を背景とした生産性向上・業務効率化・自動化のための戦略的なシステム投資需要の増加、それらに伴うIT人材獲得競争の激化等の変化が進みつつあるとのことです。かかる状況を踏まえ、公開買付者は、この予測困難な時代におけるマクロ環境及び市場の変化や日々進化する技術革新への対応を課題として捉え、「デジタル技術でIT・OT(注4)の両面からDXをリードし、お客様と社会の価値向上とイノベーションに貢献」という経営方針の下で、2022年度を初年度とする2024年度までの3ヶ年を対象とした中期経営計画(2022年2月10日付公表)を策定し、持続的な成長と付加価値向上の実現に取り組んでいるとのことです。当該中期経営計画においては、受託分野の強化、プロダクト・サービス分野の強化、新たなビジネス分野への挑戦、技術力強化、トラブル防止、人材強化、DXの推進と業務改革・販売管理費の抑制、グローバル展開、グループ強化、企業価値向上とコーポレートガバナンスの強化等の施策を進めているとのことです。また、その中でも注力領域として「DX+AISS-CRM(アイスクリーム)(注5)+SD(サービスデザイン)+(5)G2(5G・ローカル5G(注6))」を掲げており、DXソリューションの強化、AI・IoT(注7)・Security・Automotive・Mobile・Robot・Cloud Computing領域への注力、上流のサービスデザイン・ITコンサルティングの強化、5G・ローカル5G(への取り組み及びグローバル展開の拡大を企図しているとのことです。また、公開買付者自身のDXにも注力し、業務改革をベースとした社内変革や事業競争力強化を推し進めるとともに、より付加価値の高い新たなビジネス領域の開拓や生産性向上等、収益性の向上に取り組んでいるとのことです。公開買付者は、知能化技術・AIに取り組んでおり、ChatGPT(注8)についてもサービス検証を実施し、効率的・効果的な活用方法の検討を進めてきたとのことです。本書提出日現在、公開買付者では、独自のChatGPT環境を構築し、社内で検証を続けており、先進技術への挑戦を続け、お客様によりよいサービスを提供することで、お客様ビジネスへの貢献を目指しているとのことです。

- (注2) 「S I(システムインテグレーション)」とは、顧客の要望するコンピュータシステムの企画からシステム構築、運用、保守までに必要となるハードウェア・ソフトウェアの選定や導入を総合的に行う事業又はサービスを指します。
- (注3) 「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術の活用による新たな価値・体験の提供及び社会の変革を指します。
- (注4) 「OT」とは、「Operational Technology」の略であり、製品や設備、システムを最適に動かすための「制御運用技術」を指します。
- (注5) 「AIS - CRM(アイスクリーム)」とは、「AI / IoT / セキュリティ / クラウド / ロボット / モバイル・オートモーティブ」の頭文字で、公開買付者が今もっとも力を入れる新技術分野と位置付けるものを指します。
- (注6) 「ローカル5G」とは、超高速かつ大容量の通信を実現する次世代通信技術である5Gを活用し、企業や自治体などの事業者が地域や産業分野の個別ニーズに基づき基地内や特定地域などのエリアで構築し活用する自営の5Gサービスを指します。
- (注7) 「IoT」とは、「Internet of Things」の略であり、従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノが、ネットワークに接続され、相互に情報交換をする仕組みを指します。
- (注8) 「ChatGPT」とは、「Chat Generative Pre-trained Transformer(文章生成モデル)」の略であり、OpenAI社が2022年11月に公開した大規模言語モデル(LLM)(注9)の一種を指します。
- (注9) 「大規模言語モデル(LLM)」とは、大量のテキストデータを学習して構成されたAIモデルを指します。

一方、当社は、1984年10月に公開買付者(当時の商号は株式会社エービーシ)の全額出資により同社のデータ入力部門が独立する形でオフィスアドバンス株式会社の商号で設立後、1987年6月にエービーサービスビューロ株式会社、1996年10月に富士ソフトエービーサービスビューロ株式会社への商号変更を経て、2006年7月に現在の富士ソフトサービスビューロ株式会社に商号を変更いたしました。2016年3月に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場し、2018年10月には東京証券取引所市場第二部に市場変更を行い、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の再編により、本書提出日現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

当社は、「私たちはアウトソーシングサービスを通じてお客様に『信頼』されるベストパートナーを目指します。私たちは社員一人一人の幸福を追求し、お客様と一緒に成長することで社会の発展に貢献します。」という経営理念に基づき、コールセンター/BPO(注10)領域において、「ローコスト・高品質・強固なセキュリティ体制」を基本とした365日・24時間のサポート体制を確立し、顧客の多様化されたニーズに応えていくことを目指しております。

- (注10) 「BPO」とは、「Business Process Outsourcing」の略であり、官公庁及び地方自治体並びに企業等が中核ビジネス以外の業務プロセスの一部を専門業者に外部委託することを指し、従来のアウトソーシングとは異なり、BPOサービスでは業務プロセスの設計から運用までをワンストップで請け負うことが特徴です。

本書提出日現在、当社は、連結子会社及び関連会社を有しておらず、単独でコールセンターサービス事業及びBPOサービス事業の2事業を展開しております。コールセンターサービスは、主に顧客が設置するお客様相談窓口等の電話受信業務を当社が受託し、当社の自社センターあるいは顧客内の設備を活用して、顧客のお客様からの問い合わせを当社の専任のオペレーターが受信するサービスであり、各種年金に関する年金相談窓口やIT関連の各種設定やトラブル等を解決するITヘルプデスク、電子商取引サイト及び通信販売等の受注問い合わせから最終工程の出荷・配送までをトータルでサポートする受注センター等の業務で構成されております。また、顧客に代わって顧客のお客様に商品などの販売促進を行う業務(アウトバウンド)や、コールセンターのプランニング・フロー検討・オペレーター教育等のセンター構築業務等も行っております。一方、BPOサービス事業は、業務受付や書類開封等を行う事務代行・文書電子化・原本管理・データエントリー処理等を行うBPOサービス、顧客事務センター内での事務業務受託・人材派遣・チーム派遣・人材紹介等を行うオフィス・サポートサービス、Webサイト構築・運用保守・システム開発等を行うウェブコンテンツ/システム・サポートサービス等の業務で構成されております。

昨今の当社を取り巻く環境は、コア業務への経営資源の重点投下や労働力不足・人手不足に伴うノンコア業務をアウトソースする機運の高まり、新型コロナウイルス感染拡大期のテレワークの普及による業務プロセスの変革を企図する企業の拡大、BPO領域におけるRPA(注11)やAI等のデジタル技術活用の普及等、変化が生じております。かかる状況下において、当社はコールセンター/BPO領域において持続的かつ安定的な成長の実現を企図し、中長期的な経営戦略として、「特化型コールセンターを中心としたBPO業務の積極的な展開」、「新規顧客の獲得・既存業務の拡大・サービス提案領域の拡大」、「生産性の向上及び業務効率の最大化」を掲げております。「特化型コールセンターを中心としたBPO業務の積極的な展開」では、官公庁系ビジネス・ITヘルプデスク・金融系オフィスサービスの分野に経営資源を集中させ、大型案件で培ってきたノウハウを活かし価格だけではなく専門性及び品質に重点を置き、競合先との差別化を図りながら成長分野であるBPO業務の拡大を目指してまいりました。「新規顧客の獲得・既存業務の拡大・サービス提案領域の拡大」では、引き続き官公庁系の特化型案件の受注に取り組むとともに、既存顧客以外のコールセンターマーケット等の獲得及び新規領域への進出を企図することで事業基盤の拡大を目指してまいりました。「生産性の向上及び業務効率の最大化」では、適宜業務プロセスや社内プロセスを見直し、最新技術の積極的な導入を企図しております。また、当社は、中長期的な企業価値向上のための具体的な取り組みとして、「人財の採用と育成」、「コンプライアンスの強化」、「BCP(注12)対策の取り組み」を掲げております。

(注11)「RPA」とは、「Robotic Process Automation」の略であり、パソコン上での事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術を指します。

(注12)「BCP」とは、「Business Continuity Plan」の略であり、企業などの組織が自然災害や大災害などの緊急事態において、事業の早期復旧・継続を可能とするための計画を指します。

公開買付者と当社の資本関係は、公開買付者の全額出資により同社のデータ入力部門が独立し、当社が設立された1984年10月から継続しております。公開買付者による当社株式に係る所有株式数は、2016年3月の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)への上場に伴う新株式発行及び株式売出しにより1,251,400株(当時の発行済株式総数2,250,000株に対する持株割合(小数点以下第三位を四捨五入。):55.62%)に減少し、その後、当社が2018年2月に実施した株式分割(1:3)及び2019年2月に実施した株式分割(1:2)により7,508,400株となり、公開買付者は、本書提出日現在、7,508,400株(所有割合:57.93%)の当社株式を所有するに至っております。

本書提出日現在、公開買付者グループにおいては、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章が定められており、各グループ企業が独自の方針等により事業を展開するとともに、各々の特徴を生かしたアライアンスを推進していくことにより、公開買付者グループ全体としての成長を実現していくことを戦略としているとのことです。このグループ戦略のもとで、公開買付者グループにおいては、公開買付者が総合情報サービス企業としてシステム構築全般に関する事業展開を行うほか、その他当社を含む公開買付者グループ企業各社が主として、金融、流通、通信及び医療等の各業界に特化したソフトウェア開発等に関する事業展開を行っているとのことです。なお、公開買付者グループにおけるグループ会社憲章は、公開買付者グループ各社が自主的・主体的に事業を推進していくとの理念を定めたものであり、必ずしも資本関係上の独立性や自主性を企図するものではないため、本取引がかかるグループ会社憲章と矛盾するものではなく、公開買付者は本取引後もグループ会社憲章を変更又は修正するものではないとのことです。

当社は、公開買付者グループ内で唯一のBPO及びコールセンター業務を展開する企業であり、そのビジネスモデルは公開買付者が属するITサービス業界とは大きく異なります。現在に至るまで、公開買付者のグループ会社憲章に基づき一定の独立性が維持されてきたことで、当社は経営上の柔軟性・自由度の高さを確保し、BPO及びコールセンター業務への経営資源の集中を実現してきました。一方で、当社は、公開買付者グループのSI業務における顧客企業に対するシステム導入後の保守・運用に係るサービスの提供や、公開買付者グループが保有するビジネスに係る知見や経営ノウハウ・ネットワークの活用等、公開買付者グループに属することによるシナジーも同時に享受しております。

()公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯・目的

上記のように、公開買付者は当社を子会社化した後、当社の業界における知名度や優秀な人財確保等、公開買付者グループとしてのメリットの継続的な享受を図る一方で、公開買付者グループ内で唯一BPO/コールセンター業務を担う子会社として、公開買付者は当社とともに、人財の交流等を通じた各種経営課題の解決や成長戦略の遂行を進めてきたとのことです。具体的には、人的関係としては、当社の要請があった際に、経営層及び幹部社員等の派遣(出向、転籍)を行ってきたとのことです。マネジメント力の強化やリソースの拡充により課題となっていた生産性の向上や経営層及び幹部社員等の強化を図り、当社における効果が早期に実現できるように支援を行ったとのことです。

しかしながら、足許では公開買付者が属するITサービス市場及び当社が属するコールセンター/BPO市場それぞれにおいて、持続的な市場成長が見込まれながらも、その市場環境・構造に大きな変化が生じつつあり、Sier(注13)である公開買付者及びアウトソーシング/BPOサービス提供者である当社それぞれに求められる機能も急速に変化しつつあると認識しているとのことです。

ITサービス市場においては、デジタル化やDX化による継続的な成長が見込まれる中、顧客企業が自身のビジネス上の競争優位性を確立・強化するため、顧客接点となるビジネスの現場におけるIT・デジタル活用を拡大しており、顧客需要の更なる多様化・複雑化が見込まれるとのことです。すなわち、従来ITサービスは主に情報システム部門向けでしたが、昨今は営業現場を始めとする経営企画部門やマーケティング部門等も含む全社的な領域においてIT・デジタル活用ニーズが高まりつつあり、ITシステムの導入に限らないコンサルティングやデータ分析、ビジネスデザイン、マーケティング支援、BPOによるオペレーション改善等の機能を複合的に組み合わせたサービスの提供が求められているとのことです。この顧客企業の求めるサービス内容の変化に伴い、ハイパースケーラー(注14)・クラウド関連企業等のソリューションベンダーやデジタルマーケティング企業だけでなく、顧客のビジネスフロントにおける課題解決に知見を持つコンサルティングファームやITソリューションを構築したユーザー企業等が、従来Sierが担っていた市場に参入しつつあるとのことです。このような業種の垣根が消失しつつある中において、従来のSierは、従来のシステム開発領域に加え、コンサルティング領域やBPO領域等への事業領域の拡大が求められているとのことです。

(注13) 「Sier」とは、クライアントのシステムインテグレーションを受託する事業者を指します。

(注14) 「ハイパースケーラー」とは、大規模データセンターを運営するクラウド企業のことを指します。

一方、コールセンター市場/BPO市場においては、企業の人材不足の深刻化に伴う需要増加の恩恵を受け足許堅調な成長基調を維持していましたが、従来からの人材不足という課題が、少子高齢化に伴う労働人口の急速な減少、社会・産業・顧客企業の製品及びサービスの高度化に伴う業務自体の複雑化等を要因として深刻化しつつあるとのことです。また、コールセンター市場においては、スマートフォンの普及等により顧客とのコミュニケーション経路の多様化が進んでおり、従来の電話だけでなく、メール・問い合わせフォーム・チャットボット・メッセージアプリ等のITシステムが活用されているとのことです。かかる状況に対し、大手コールセンター事業者を中心に、AIチャットボット等のデジタルツールを活用した業務プロセスの改善が急速に進み、オペレーターの対応支援・パフォーマンス向上支援・業務負担軽減等を企図する動きが活発化しつつあるとのことです。BPO市場においても同様に、文書電子化業務におけるAI-CR(注15)の活用やRPAによる業務自動化ソリューションの提供等、先端技術の適用が拡大しているとのことです。このようにAIをはじめとする革新的技術が業務の効率化・迅速化・省力化に寄与するとともに、人件費等のコスト削減及び事業領域の拡大等を実現する業界環境が醸成されており、コールセンター/BPO事業者が競争力を向上させるためには最先端のIT技術に対する知見・ノウハウの獲得が必要になりつつあるとのことです。

(注15) 「AI-CR」とは、「Artificial Intelligence- Optical Character Recognition」の略であり、文字画像をスキャナー等で読み取り、コンピューターが読み取れるテキストデータに変換する処理工程にAI技術を組み込み、その精度を大きく向上させたソフトウェアを指します。

本書提出日現在に至るまで、公開買付者と当社は、中長期にわたる持続的な成長施策を検討するにあたり、主に当社自身の経営資源を活用したオーガニックな成長を前提として経営課題解決や成長戦略の遂行を進めてまいりましたが、公開買付者はこのようなITサービス市場における新規プレーヤーの参入や求められる事業領域の変化及びコールセンター市場/BPO市場における最先端のIT技術の利用拡大等が進行する中、公開買付者及び当社が競争優位性を維持し持続的に成長していくためにはオーガニックな成長戦略のみでは不十分と考えたとのことです。また、公開買付者は2022年6月中旬に企業価値向上委員会を新設し、経営財務戦略ワーキンググループを立ち上げ、より高収益性を確保できる事業体制の実現を目指し、子会社上場の意義の再検証を進めてきたとのことです。そのような中で、2023年7月中旬、公開買付者は、当社を含む公開買付者グループの経営資源を迅速かつ柔軟に相互活用することでグループ会社との更なるシナジーを実現し、これまでの少数株主を意識した独自性を重視した事業成長ではなく、公開買付者グループ全体のノウハウや知見を有効活用した非オーガニックな成長施策を通じたビジネスモデルの変革と事業領域の大幅かつ早急な拡充が、必要不可欠であるとの考えに至ったとのことです。当社を含む公開買付者グループの経営資源を相互活用する際には、その有用性や取引としての客観的な公正性について、当社の少数株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討が必要になるとのことです。しかしながら、公開買付者と当社がそれぞれ、上場企業として独立した経営を行っている現状においては、少数株主の利益に配慮して、迅速かつ柔軟な意思決定が困難な場合があるとのことです。また、公開買付者は、経営資源の供与者と受益者が必ずしも一致するわけではなく、さらに公開買付者が当社に対して企業価値向上に資する経営資源の提供を行った際に、利益の一部が公開買付者グループ外に流出するといった問題が指摘される可能性もあり、機動的かつ効果的な施策を実行し、当社を含む公開買付者グループの企業価値最大化を企図する上で、一定の限界があると考えているとのことです。以上の考えのもと、2023年7月中旬、公開買付者は、当社の競争優位性の維持と持続的な成長のためには、意思決定の機動性・柔軟性及び当社を含む公開買付者グループの経営資源の効果的な活用が必須と考え、当社の非公開化によって、公開買付者と当社の構造的な利益相反の解消を企図し、当社を含む公開買付者グループの経営資源を迅速かつ柔軟に相互利用できる体制を構築することが、最善であると判断したとのことです。

公開買付者は、当社を非公開化することで、以下のような取り組みやシナジー効果を期待できると想定しているとのことです。

・相互の顧客基盤を活用することでの広範なソリューションの提供

当社は公開買付者グループに属しながらも、グループ内で唯一コールセンター/BPO事業を展開しており、その顧客基盤は官公庁が中心となっております。一方で、公開買付者は豊富なエンジニア・人財力を背景に、製造業、インフラ、金融及びサービス等多様な業界の顧客に対し、業務系ソフトウェアから組込/制御系ソフトウェアの開発、自社・他社プロダクト・サービスまで幅広いソリューションを提供しているとのことです。このように公開買付者と当社の間で、強みを持つ業界やソリューションに相違がある中で、これまでは公開買付者グループのグループ会社憲章に則って上場企業である当社の自主性や独立性を重視していたものの、非公開化によってグループ全体としての運営により一層注力することにより、公開買付者グループ及び当社の顧客基盤を相互に活用したクロスセルを実施することで、それぞれの既存顧客に対し、今まで以上に幅広いソリューション・付加価値を提供することが可能となると考えているとのことです。ITサービス業界において求められる事業領域の拡大を実現する一方、当社が中長期的な経営戦略で掲げる官公庁等の既存顧客以外のマーケット開拓を実現することで、公開買付者グループ全体での成長の加速と企業価値の向上が実現できると考えられるとのことです。

・公開買付者のITサービス領域における高い技術力と当社のコールセンター／BPO領域におけるノウハウの融合による競争力強化

公開買付者は独立系S I e rとして高い技術力を持ち、足許コールセンター／BPO領域での競争力の源泉となりつつある各種DX・クラウド・AIソリューション等の最新技術を有しているとのことです。非公開化によってグループ全体としての運営により一層注力することにより、これらの各種技術力を当社が長年の事業展開で培った知見及びノウハウと組み合わせることで、コールセンター／BPO業務の効率化・迅速化・省力化によるコスト低減を早期に実現するとともに、今まで当社では展開できなかった、公開買付者のシステム開発力やIT分野における知見を活用した新規のサービスを構築し、当社の成長力・収益力・競争力の強化、ひいては企業価値の向上を企図しているとのことです。

・当社の成長に必要な人財及び体制の構築

公開買付者の属するITサービス業界及び当社の属するコールセンター／BPO業界は、双方ともに人的資源の逼迫が共通の課題となる中、公開買付者は、大手独立系S I e rとしての知名度等を背景にした新卒・中途採用の拡大や各種リテンション施策の拡充等により毎年一定規模のエンジニアの確保及び離職率低減に成功するとともに、製造業、インフラ、金融及びサービス等幅広い業界での多様なソリューションの提供に起因する豊富な案件数と高い稼働率の中での現場経験・実務を通じたエンジニア育成力に強みを有しているとのことです。当社と公開買付者間で事業領域に相違はありつつも、非公開化によってグループ全体としての運営により一層注力することにより、汎用的な採用・育成・リテンションのノウハウ共有や公開買付者グループ全体での採用活動等により、各事業の強化・規模拡大・スピード向上を実現し、公開買付者グループ全体での成長を加速することで更なる企業価値の向上が可能であると考えられるとのことです。具体的には当社で不足しているIT人財の派遣や交流、公開買付者による当社人財のIT教育や、公開買付者グループ全体での経営資源の活用できる運営を企図しているとのことです。

・親子上場解消による利益相反の回避と公開買付者グループ全体の利益最大化

当社は公開買付者の連結子会社でありながらも、上場企業であるため株主の皆様利益に配慮した上で経営を行う必要が生じ、臨機応変な意思決定や資金の活用が困難な場合があります。これらの公開買付者と一般の株主の皆様との間に生じる潜在的な利益相反構造が解消されることにより、利益最大化のための公開買付者グループの連携や資金の機動的な配分が可能になると考えられるとのことです。具体的には、資金の機動的な配分が可能になることで、先進技術やエンジニアの人財育成への戦略的投資やM&Aの実行を通じて、新たなソリューションの開発や、既存商品の付加価値向上が見込まれるとのことです。また、公開買付者は、上場廃止により当社における上場維持コストを削減するとともに、販管部門の共有や共同購買等を通じた間接部門費の見直し等を実施し、経営資源の集中を図ることで、公開買付者グループ全体の企業価値向上を実現し得ると考えているとのことです。

なお、公開買付者は、当社における非公開化によるデメリットとして、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が可能になるほか、上場会社としての知名度・信用力を活用した人財確保が困難になる等を考えているとのことです。大手独立系S I e rとして知名度のある公開買付者の完全子会社となることで採用面の懸念は払拭されることを踏まえると、上記シナジー効果によるメリットが非公開化によるデメリットを上回ると考えているとのことです。

上記背景、目的、期待するシナジー効果を念頭に、2022年6月中旬に立ち上げた企業価値向上委員会において公開買付者は、子会社上場の意義の再検証を進めてきたとのことです。その中で、2023年6月上旬に、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてS M B C日興証券株式会社(以下「S M B C日興証券」といいます。)を、外部のリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任の上、本取引に関する初期的な検討・当社との協議を行う体制を構築し、2023年7月中旬に、当社を含む公開買付者グループのより一層の企業価値向上を実現するために、当社の非公開化により、当社と公開買付者の利害をこれまで以上に高い水準で一致させ、経営資源を迅速かつ柔軟に相互利用できる体制を整え、機動的な経営判断を可能とすることが最善であるとの結論に至り、当社の非公開化の検討を開始したとのことです。

その後、2023年8月24日に、当社に対して、本取引の検討・協議を開始したい旨の申し入れを行い、公開買付者は、当社に対し、2023年9月4日に本取引に関する提案書を提出したとのことです。

その上で、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のための当社に対するデュー・ディリジェンスを2023年9月11日から同年9月29日まで実施し、並行して当社及び本特別委員会(下記「当社における意思決定の過程及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」において定義します。)との間で、本取引の意義、目的、本取引後の事業の方針、本取引によって生じるシナジー、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)や算出方法を含む本取引の諸条件について交渉を重ねてきたとのことです。具体的には、公開買付者は、第三者算定機関であるS M B C日興証券による当社株式価値の試算、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通しを勘案し、2023年10月6日に当社に対して本公開買付価格を585円(なお、本公開買付価格として提案した585円は、同提案日の前営業日である2023年10月5日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値407円に対して43.73%(小数点第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。)、2023年10月5日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値426円(小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。))に対して37.32%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値439円に対して33.26%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値437円に対して33.87%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。)とする提案を行ったとのことです。その後、2023年10月13日に当社から、合理的な水準のプレミアムが上乘せされておらず、当社が本公開買付けへの応募推奨の意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。その後、公開買付者は2023年10月18日に、本公開買付価格を595円とする旨の提案(なお、本公開買付価格として提案した595円は、同提案日の前営業日である2023年10月17日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値399円に対して49.12%、2023年10月17日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値416円に対して43.03%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値434円に対して37.10%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値438円に対して35.84%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。)とする旨の提案を行ったとのことです。その後、2023年10月24日に当社から、同様の理由により本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。当該要請を踏まえ、公開買付者は、2023年10月30日に、本公開買付価格を600円(なお、本公開買付価格として提案した600円は、同提案日の前営業日である2023年10月27日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値412円に対して45.63%、2023年10月27日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値409円に対して46.70%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値429円に対して39.86%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値439円に対して36.67%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。)とする旨の提案を行いました。その後、2023年11月6日、当社から、本公開買付価格として再提案を受けた600円は、依然として当社の少数株主にとって十分な内容であるとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請されたとのことです。その後、公開買付者は、同日、当社に対して、本公開買付価格を615円(なお、本公開買付価格として提案した615円は、同提案日の前営業日である2023年11月2日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値401円に対して53.37%、2023年11月2日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値407円に対して51.11%、過去3ヶ月間の終値の単純平均値426円に対して44.37%、過去6ヶ月間の終値の単純平均値439円に対して40.09%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。)とすることを含む最終提案を行ったとのことです。これに対して、2023年11月7日、当社から、最終的な意思決定は2023年11月8日に開催される当社の取締役会での決議によることを前提として、公開買付者の提案を応諾し、本公開買付価格を615円とする旨の回答を受領し、本公開買付価格について当社との間で合意に至ったとのことです。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、公開買付者グループの方針であるグループ会社憲章のもと、団結してグループの経営強化に取り組むことを重要視しており、本取引完了後、当社のBPOサービスやコールセンター業務におけるシステム化の支援において、協業体制を取ることでグループ全体の事業強化を図っていきたいとのことです。具体的には、当社が課題と認識しているITを切り口にした提案やシステムの構築について、公開買付者が有する提案力及び技術力を活用することで、グループ一体として提案力の更なる強化や対応できる受託範囲の拡大を図ることが可能であり、また、公開買付者の広範な顧客基盤を通じ、当社の民間企業に対するBPOサービス事業やコールセンター事業の拡大も見込まれると考えているとのことです。

当社の本取引完了後の経営方針について、公開買付者は、本取引完了後、当社が培ってきた企業文化、風土、人財等の独自性を最大限に尊重しつつ、当社と協議の上、公開買付者グループの持続的な成長の実現に向けて、例えば、公開買付者及び当社の顧客基盤を相互に活用したクロスセルを実施することやグループでエンジニアを一体化したりすることなど、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「()公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯・目的」の～に記載のシナジーを相互に発揮すべく新たな施策を決定していく予定とのことです。

なお、本取引完了後の当社の役員体制については、本書提出日現在において未定とのことです。公開買付者は、本取引後も基本的に当社の機関設計を維持する方針であり、当社の経営陣の方々には引き続き、事業運営に際して主導的な役割を果たしていただきたいと考えているとのことです。また、当社の経営体制・取締役会の構成については、本取引実施後も、当社の独自性を尊重した適切なガバナンスを維持することを前提とし、当社と追加的な役員派遣の必要性等について誠実に協議の上、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していく予定とのことです。なお、公開買付者は、本取引実施後も、当社の従業員の待遇について現状を維持することを想定しており、当社の取引先との関係についても、現時点では変更を予定していないとのことです。

当社における意思決定の過程及び理由

()検討体制の構築の経緯

当社は、上記、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「()公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯・目的」に記載のとおり、公開買付者から、2023年8月24日に本取引の実施に向けた検討を開始したい旨の初期的打診を受けました。これを受けて、当社は、本取引の検討並びに公開買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、公開買付者が当社の支配株主(親会社)であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、2023年9月上旬に公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任いたしました。

その後、当社は、公開買付者から2023年9月4日に本取引に関する初期的提案書を受領しております。当該提案を受けて、当社は、本取引の公正性を担保するため、TMI総合法律事務所の助言を踏まえ、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。

具体的には、当社の社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会の設置に向けた準備を開始し、2023年9月8日開催の当社取締役会の決議により、馬場新介氏(当社独立社外取締役)、会田容弘氏(当社独立社外取締役)、中込一洋氏(当社独立社外監査役、弁護士(司綜合法律事務所))及び神田博則氏(当社独立社外監査役、税理士(神田税理士事務所))の4名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

また、当社は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2023年9月13日開催の第1回特別委員会において、野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関とすること並びにTMI総合法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとすることについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております(かかる検討体制の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。)

() 検討・交渉の経緯

当社は、野村證券から当社株式の価値算定結果に関する報告、公開買付者との交渉の方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、TMI総合法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

当社は、2023年8月24日に公開買付者から本取引に関する初期的打診を受け、2023年9月4日に公開買付者より初期的提案書を受領し、2023年9月8日開催の当社取締役会の決議により本特別委員会を組成して以降、公開買付者との間で、本取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。具体的には、公開買付者より、2023年10月6日に本公開買付価格を1株当たり585円とする旨の提案を受領いたしました。しかし、当社は、同月13日、公開買付者の当該提案価格は、合理的な水準のプレミアムが上乘せされておらず、本公開買付けへの応募推奨の意見を出せる水準ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月18日、当社は、公開買付者より、本公開買付価格を595円とする旨の提案を受領いたしました。かかる公開買付者からの再提案に対し、同月24日、当社は、本公開買付価格として再提案を受けた595円は、依然として当社の少数株主にとって十分な内容であるとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、同月30日、当社は、公開買付者より、本公開買付価格を600円とする旨の提案を受領いたしました。かかる公開買付者からの再提案に対し、11月6日、当社は、本公開買付価格として再提案を受けた600円は、依然として当社の少数株主にとって十分な内容であるとはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請しました。その後、当社は、同日、公開買付者から、本公開買付価格を615円とすることを含む最終提案を受けるに至りました。これに対して、2023年11月7日、当社より、最終的な意思決定は2023年11月8日に開催される当社の取締役会での決議によることを前提として、公開買付者の提案を応諾し、本公開買付価格を615円とする旨の回答を行ったことで、公開買付者との間で本公開買付価格について合意に至りました。

() 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2023年11月8日開催の当社取締役会において、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに2023年11月7日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、以下のとおり、当社としても、公開買付者の完全子会社となることにより、シナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

・サービス及び技術の融合と顧客基盤の連携強化による幅広いソリューション提供及び競争力の強化

当社は、主に顧客が設置しているお客様相談窓口などの電話受信業務を当社が受託し、当社の自社センターあるいは顧客内の設備を使用して、顧客のお客様からの問い合わせを顧客に代わって、当社の専任のオペレーターが受信するサービスを提供する「コールセンターサービス事業」と、主に顧客が設置している事務センターなどで行う業務を当社が受託し、顧客に代わって業務処理を行うサービスを提供する「BPOサービス事業」の2本柱で事業を行っており、当社は特に官公庁等との大型契約を多数締結しております。

その一方で、コールセンターサービス業界及びBPOサービス業界においては、わが国の人材不足や働き方改革への取り組みの拡大、DX推進による自社内リソースの再構築などを背景に、業界に対するアウトソーシング需要が高まっております。その中でこうしたアウトソーシングサービスの提供にあたっては、昨今のコミュニケーション手段の多様化を始めとするITを介した新技術を用いたサービスの高度化への対応が求められており、それに伴う先進技術への投資やエンジニア人材の確保が課題となっております。

そのような状況下でも当社として事業展開を推進していくためには、当社と公開買付者が一体となることによって、当社と公開買付者の得意とするサービスの融合を進めるとともに、お互いの顧客基盤の連携を強化することが必要だと考えております。すなわち、当社のアウトソーシングサービスと公開買付者のITサービス領域における高い技術力を融合し、官公庁等を中心に顧客を保有する当社と多様な業界に顧客を保有する公開買付者が相互に顧客基盤を活用することによって、幅広い顧客基盤に対して従来では提供できなかった幅広いソリューションと付加価値を提供することが可能になるほか、公開買付者の各種DX・クラウド・AIソリューション等の最新技術の活用によって当社の業務品質や効率性の向上が可能になり、当社の競争力の強化が望めるという考えに至りました。

・人材交流、採用力の維持強化等を通じた人材の維持・確保

上記のとおり、当社の属するコールセンターサービス業界及びBPOサービス業は、双方ともに人的資源の逼迫が共通の課題となる中、当社としては事業規模と人材の不足の問題等が将来に向けた事業の構築に対する大きな制約となることが懸念されます。

このような状況の中、当社の非公開化によって、短期的な利益確保の維持という制約を回避するとともに、上場維持コストを削減することなどにより、当社従業員の待遇向上を検討することが可能となり、当社の人材の維持・確保につながると考えております。さらに、公開買付者との一層の連携や人材交流等を通じた戦略的・機動的な投資の実行、優秀な人材の採用や教育充実等による人材の確保を実現することで、各事業の強化・規模拡大・スピード向上を実現できると考えております。なお、当社において不足している現場のマネージャー人材と、公開買付者の有する人材は、スキルや管理内容等において相違があるため、公開買付者の人材を活用することが困難な場合も想定され得るところ、その場合には、公開買付者の有する採用や教育に関するノウハウや知見を活用することで、効率的な人材交流が可能になると考えております。

・経営資源の活用等による当社の利益最大化

これまで当社は上場会社として、当社の少数株主の利益を尊重し、当社としての独立性の確保に努めてまいりました。このため、公開買付者グループが有するノウハウや経営インフラ等を共有することについては、公開買付者グループと当社の少数株主との間で利益相反の懸念があり、当社としての独立性の確保の観点から、迅速かつ円滑にその共有化を推進することが困難な面もありました。本取引後においては、公開買付者の完全子会社になることで、公開買付者グループと当社の少数株主との間の利益相反の懸念が解消され、独立性確保のための制約を回避しつつ、公開買付者グループとの連携及び経営資源等の効率的な活用を迅速かつ円滑に行いながら、当社の企業価値の向上及び当社を含む公開買付者グループの中長期的な企業価値の向上に資することができると考えております。

また、当社が公開買付者の完全子会社になり、上場会社としての独立性を維持する観点から存在していた公開買付者との間の取引に関する一定の制約を回避することで、公開買付者グループとしての一体的な営業活動や公開買付者グループ内における発注の拡大等、公開買付者グループの経営資源をこれまで以上に利用することが可能となり、当社単独で対応することが困難であった大型案件について対応することが可能となると考えております。さらに、本取引後、公開買付者グループの資本力を活かした当社の同業他社とのM&Aの実施等、当社の事業規模拡大に資するような施策の検討が可能となると考えております。

なお、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることが想定され得ますが、当社の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、また、上場廃止後も信用面に懸念はないと想定され融資等への影響も軽微と考えられます。また、当社においては、上場会社であることが採用活動(特に新卒採用)において有利に働いていたと考えられるところ、上場廃止に伴う採用活動への悪影響の可能性は否定できないものの、上記に記載のとおり、公開買付者の有する採用や教育に関するノウハウや知見を活用することで、当該悪影響を低減することが可能であると考えております。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である615円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると2023年11月8日開催の取締役会において判断いたしました。

(ア)当該価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、特別委員会の関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。

(イ)当該価格が、下記「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における野村證券による当社株式の価値算定結果のうち、市場株価平均法による算定結果の範囲を上回っており、また、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の範囲内であること。

(ウ)当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月7日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値418円に対して47.13%、2023年11月7日から直近1ヶ月間の終値単純平均値407円に対して51.11%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値425円に対して44.71%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値438円に対して40.41%のプレミアムが加算されたものであり、本取引が親会社による上場子会社の非公開化を目的とした取引であることから、2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例43件におけるプレミアム水準（公表日前営業日の終値（事前に報道が行われた案件については、当該報道が行われた日の前営業日）、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ42.05%、43.04%、39.88%、40.89%）及び平均値（それぞれ42.15%、43.83%、42.61%、40.82%））に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること。

(エ)当該価格は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

こうした判断のもと、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本取引の実施方法、本公開買付け価格及び本スクイズアウト手続において交付される金銭の額を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2023年11月8日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議しております。

当社取締役会における決議の方法については、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに当社及び公開買付け者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付け者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社及び公開買付け者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、当社株式価値の算定を依頼し、2023年11月7日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。

野村證券は当社及び公開買付け者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、下記「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付け者及び当社において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、野村證券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。なお、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

() 当社株式に係る算定の概要

野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値が類推可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から2023年11月7日付で本株式価値算定書を取得しております。

本株式価値算定書において、上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：407円から438円

類似会社比較法：466円から715円

DCF法：491円から938円

市場株価平均法では、基準日を2023年11月7日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値418円、直近5営業日の終値単純平均値407円、直近1ヶ月間の終値単純平均値407円、直近3ヶ月間の終値単純平均値425円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値438円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を407円から438円までと算定しております。

類似会社比較法では、完全には類似していないものの、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として、キャリアリンク株式会社、株式会社ベルシステム24ホールディングス、トランスコスモス株式会社を類似会社として抽出し、企業価値に対する営業利益の倍率、償却前営業利益の倍率（以下「EBITDAマルチプル」といいます。）及び時価総額に対する純利益の倍率を用いて、さらに当社が保有する現金同等物の全ての価値を加算する等財務上の一定の調整を行って、当社株式の株式価値算定を行い、当社株式の1株当たりの価値の範囲を466円から715円までと算定しております。

DCF法では、当社の2023年12月期から2027年12月期までの5期分の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2023年12月期第4四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を491円から938円と算定しております。なお、割引率には5.50%から6.00%を採用しており、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%から0.25%、EBITDAマルチプルは3.0倍から5.0倍として当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

野村證券がDCF法による算定の前提とした当社事業計画に基づく財務予測の具体的な数値は以下のとおりであり、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当社の事業計画には加味されておらず、以下の財務予測にも含まれておりません。

(単位：百万円)

	2023年 12月期 (3ヶ月)	2024年 12月期	2025年 12月期	2026年 12月期	2027年 12月期
売上高	3,146	12,885	13,710	14,587	15,521
営業利益	197	734	781	831	885
EBITDA	257	943	1,027	1,116	1,167
フリー・キャッシュ・フロー	258	580	332	697	379

(注) 野村證券は、当社株式の価値算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。当社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023年11月7日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が当社株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、S M B C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

また、S M B C日興証券は、公開買付者及び当社に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っている三井住友銀行と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員ですが、公開買付者は、S M B C日興証券の第三者算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてS M B C日興証券における当社株式の株式価値の算定を実施する部署とその他の部署及びS M B Cとの間で所定の情報遮断措置が講じられていること、公開買付者とS M B C日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているためファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されており、公開買付者がS M B C日興証券に対して当社株式の株式価値の算定を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、S M B C日興証券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選任しているとのことです。

()当社株式に係る算定の概要

S M B C 日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法及び将来の事業活動を評価に反映するために D C F 法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は S M B C 日興証券から2023年11月7日付で株式価値算定書(以下「公開買付者算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置でもって、本公開買付けの公正性は担保されていると考えていることから、S M B C 日興証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

S M B C 日興証券による当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 407円～438円
類似上場会社比較法	: 583円～694円
D C F 法	: 616円～760円

市場株価法では、算定基準日を2023年11月7日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の算定基準日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値407円、直近3ヶ月の終値の単純平均値425円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値438円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を407円から438円と算定しているとのことです。

類似上場会社比較法では、当社と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を583円から694円と算定しているとのことです。

D C F 法では、当社から受領した2023年12月期から2027年12月期までの事業計画を基礎として、直近までの業績動向、公開買付者が当社に対して2023年9月11日から同年9月29日までに実施したデュー・ディリジェンスの結果、公開情報等を前提として2023年12月期第3四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し当社株式1株当たりの株式価値の範囲を616円から760円と算定しているとのことです。なお、D C F 法の前提とした当社の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることが困難であるため、反映していないとのことです。

公開買付者は、S M B C 日興証券から取得した公開買付者算定書の算定結果に加え、公開買付者において2023年9月11日から同年9月29日までに実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議及び交渉の結果も踏まえ、最終的に2023年11月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を615円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格615円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2023年11月7日の当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値418円に対して47.13%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値407円に対して51.11%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値425円に対して44.71%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値438円に対して40.41%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

(注) S M B C 日興証券は、公開買付者算定書の作成にあたり、当社及び公開買付者から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。S M B C 日興証券が、公開買付者算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための本スクイズアウト手続を行うことを企図しているとのことです。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定とのことです。

株式売渡請求においては、当社株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、公開買付者は、その旨を当社に通知し、当社に対して株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。そして、公開買付者は、売渡株主の所有していた当社株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことです。

なお、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、当社は、当社取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定です。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことです。

また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することを望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2023年12月31日を予定しているとのことです。)が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。なお、本書提出日現在では、当社は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2024年2月下旬頃を予定しております。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、当社の株主の皆様は、株式併合がその効力を生ずる日において、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する当社の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該当社の株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを当社に要請する予定とのことです。なお、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、当社の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定されるよう当社に要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)は、当社に対し、自己の所有する当社株式のうち1株に満たない端数となるもの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者及び当社を除きます。)が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(但し、公開買付者及び当社を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定であるとのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

また、本スクイーズアウト手続により当社の完全子会社化が2024年3月31日までの間に完了する場合には、公開買付者は、当社に対し、2023年12月期に係る当社の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、当社の完全子会社化が完了した後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定とのことです。そのため、2023年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、当社株式の上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、当社が公開買付者の連結子会社であるため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、典型的に公開買付者と当社の一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

なお、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本書提出日現在、当社株式を7,508,400株(所有割合：57.93%)所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことですが、公開買付者及び当社において以下の 乃至 の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのこと。なお、S M B C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのこと。公開買付者がS M B C日興証券から取得した公開買付者算定書の詳細については、上記「(3) 算定に関する事項」の「 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、当社株式価値の算定を依頼し、2023年11月7日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。

野村證券は当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

本株式価値算定書の概要は、上記「(3) 算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」を参照ください。

当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

()設置等の経緯

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2023年9月8日に開催された取締役会における決議により特別委員会を設置いたしました。かかる特別委員会の設置に先立ち、当社が、9月上旬から、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、T M I 総合法律事務所の助言も得つつ、その時点の当社の社外取締役及び社外監査役の全員に対して、公開買付者から初期的な打診を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社はT M I 総合法律事務所の助言も得つつ、特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役及び社外監査役について、公開買付者からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないことに加え、委員としての適格性を有することを確認した上で、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく、2023年9月8日開催の取締役会における決議により、馬場新介氏(当社独立社外取締役)、会田容弘氏(当社独立社外取締役)、中込一洋氏(当社独立社外監査役、弁護士(司総合法律事務所))及び神田博則氏(当社独立社外監査役、税理士(神田税理士事務所))の4名から構成される本特別委員会を設置し(なお、本特別委員会の委員長には当社社外取締役である馬場新介氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、成功報酬は採用しておりません。)、本特別委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。)に関する事項(b)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含みます。)に関する事項(c)本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。)に関する事項(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する当社の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。)を決定することが少数株主に不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本答申書の提出を委託しました。

当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、特別委員会を当社取締役会から独立した合議体と位置付け、本取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の意見を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引について妥当でないと判断したときには、当社取締役会は本取引に賛同及び本公開買付けに対する応募推奨しないこと、当社が公開買付者と本取引の取引条件について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けること、本特別委員会は、必要と認めるときは、委員長の選定その他の特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、本特別委員会は、当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。)を行うことができること、本特別委員会は、当社に対し、()本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買付者に伝達すること、並びに()本特別委員会自ら公開買付者(本取引に係る公開買付者のアドバイザーを含みます。以下本において同じです。)と協議・交渉する機会の設定を要望することができ、また、本特別委員会が当該()の機会の設定を要望しない場合であっても、当社は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者との協議・交渉の方針について、当社に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができること、本特別委員会において本諮問事項に関する意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された意見を本特別委員会の結論とし、答申内容とする。こと、但し、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、本特別委員会は、必要と認めるときは、当社の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること。また、本特別委員会は、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることを決議しております。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役全員にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。また、上記の取締役会においては、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

() 検討の経緯

本特別委員会は2023年9月13日から2023年11月7日まで合計10回にわたって開催され、諮問事項に関して、慎重に検討及び協議を実施いたしました。本特別委員会は、まず当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しないこと、並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。さらに、本特別委員会は、下記「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、当社が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しております。

そのうえで、本特別委員会は、TMI総合法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、公開買付者から、本取引を提案するに至った背景、本取引の意義・目的、本取引後に想定している施策の内容、本取引実施後の経営体制・経営方針等についての説明を受け、質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、本取引の意義・目的、本取引が当社の事業に及ぼす影響、公開買付者が想定している本取引実施後の施策の内容及び経営体制・経営方針等に関する当社の見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらに関する質疑応答を行っております。

加えて、本特別委員会は、当社の作成した事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、質疑応答を行ったうえで、これらの合理性を確認し、承認をしております。

そのうえで、上記「(3) 算定に関する事項」の「 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券は、当社の事業計画の内容を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、野村證券から、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行ったうえで、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、2023年10月6日に当社が公開買付者から本公開買付価格を1株当たり585円とする最初の提案を受領して以降、当社が公開買付者から公開買付価格についての提案を受領する都度、当社において交渉を担当する野村證券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、野村證券から聴取した財務的見地からの意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、野村證券から公開買付者に対する交渉方針及び回答書について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、野村證券に対して指示・要請を行う等、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与し、その結果、当社は2023年11月6日に公開買付者より本公開買付価格を1株当たり615円とする旨の最終回答書を受領し、2023年11月7日に本公開買付価格を1株当たり615円とすることを含む合意に至っております。

さらに、本特別委員会は、野村證券から、複数回、当社が開示又は提出予定の本公開買付けに係る本プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、TMI総合法律事務所から助言等を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

()判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、TMI総合法律事務所から受けた法的助言、並びに野村證券から受けた財務的見地からの助言、2023年11月7日付で当社が野村證券から提出を受けた本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員的一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

・本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項について

() 本取引の目的等

本特別委員会は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的な内容等について、公開買付者及び当社に対してヒアリング等を行った。

() 検討

本特別委員会は、上記の当社を巡る経営環境その他の事項を踏まえた本取引の目的の具体的な内容の当否・合理性、本取引が当社の従業員や取引先等に与える影響、及びこれらを踏まえた当社の企業価値向上の可能性等について、詳細な検討を実施した。すなわち、現在当社の置かれた経営環境の中、公開買付者がいかなる企業価値向上の施策案を構想し、それがどの程度具体的で実践的か、それを実行に移すために本取引を実施する必要性はあるのか、本取引の実施が当社の事業上どのようなメリットをもたらし、他方でデメリットの有無、程度はどのように想定されるか等を含めて、総合的に検証を行った。

その結果、上記()「本取引の目的等」に記載の当社及び公開買付者が想定している本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、著しく不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社の企業価値向上を目的として行われるものといえ、当社が想定している各施策を実現する必要があるとの当社の判断に特段不合理な点は認められないと判断するに至った。

一方で、本取引によって当社株式は非上場化されるところ、当社においては、上場会社であることが採用活動(特に新卒採用)において有利に働いていたと考えられるため、上場廃止に伴う採用活動への悪影響の可能性は否定できないものの、上場会社である公開買付者が親会社であり、公開買付者グループとしてのブランドや社会的信用があることに加え、公開買付者の有する採用や教育に関するノウハウや知見を活用することで、当該悪影響を低減することが可能であると考えられる。そのため、上場を維持する必要性及び非上場化によるデメリットは限定的であると考えられる。

() 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は当社の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引の目的は合理的であると判断するに至った。

・本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)に関する事項について

() 野村證券による株式価値算定書

当社が、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券から取得した株式価値算定書によれば、当社株式の1株当たり株式価値は、市場株価平均法によると407円から438円、類似会社比較法によると466円から715円、DCF法によると491円から938円、とされているところ、本公開買付価格は、市場株価平均法による算定結果の上限値を上回るとともに、類似会社比較法及びDCF法による算定結果の範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、野村證券から株式価値評価に用いられた算定方法等について、野村證券及び当社から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

加えて、本公開買付価格(615円)は、当社株式の2023年11月7日の東京証券取引所スタンダード市場における終値418円に対して47.13%、直近1ヶ月間の終値単純平均値407円に対して51.11%、直近3ヶ月間の終値単純平均値425円に対して44.71%、直近6ヶ月間の終値単純平均値438円に対して40.41%のプレミアムが加算されたものであり、本取引が親会社による上場子会社の非公開化を目的とした取引であることから、2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の非公開化を目的とした他の公開買付けの事例43件におけるプレミアム水準(公表日前営業日の終値(事前に報道が行われた案件については、当該報道が行われた日の前営業日)、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値(それぞれ42.05%、43.04%、39.88%、40.89%)及び平均値(それぞれ42.15%、43.83%、42.61%、40.82%))に照らしても遜色なく、合理的な水準と認められること。

() 交渉過程の手続の公正性

下記「本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

また、実際に、交渉の結果として、当社株式1株当たり585円とする公開買付者の当初の提案より、合計で30円の価格引上げを引き出している。

() 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

() 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は妥当であると判断するに至った。

・本取引の手續の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)に関する事項について

() 特別委員会の設置

当社は、2023年9月8日に、当社が公開買付者の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、公開買付者と当社の公開買付者以外の株主との間で構造的に利益相反の関係があることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避するため、馬場新介(当社社外取締役)、会田容弘(当社社外取締役)、中込一洋(当社社外監査役)及び神田博則(当社社外監査役)の4名から構成される本特別委員会を設置している。また、当社は、本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の条件について妥当でないと判断した場合には、本取引を実行する旨の意思決定を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

() 当社による検討方法

当社が本取引について検討するにあたっては、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びにリーガル・アドバイザーであるTM I総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、野村證券及びTM I総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

() 当社による協議・交渉

当社は、本特別委員会から事前に助言を受けた交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的には、当社は野村證券を通じて、複数回にわたり本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重した上で、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社を介して価格交渉を実施した。当社が協議・交渉を行うにあたっては、公開買付価格の妥当性についての考え方や公開買付者に対する回答の仕方についても、同様に、本特別委員会での質疑応答及び意見交換の内容を尊重している。

そして、その交渉の結果として、1株当たり615円という本公開買付価格の決定に至るまでには、当社株式1株当たり585円とする公開買付者の当初の提案より、合計で30円の価格引上げを引き出している。

() 当社における独立した検討体制の構築

当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築している。

具体的には、当社は、2023年8月24日に本取引の実施に向けた検討を開始したい旨の初期的打診を受けた後、本取引に関する検討(当社の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含む。)並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、公開買付者グループ(当社を除く。)各社の役職員を兼務していない当社の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続している。

また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含む。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ている。

- () 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与
当社を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。
- () 取引保護条項の不存在
当社及び公開買付者は、当社が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。
- () マジョリティ・オブ・マイノリティ条件
公開買付者によれば、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を本公開買付け成立の条件とはしていないとのことである。もっとも、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けへの応募を希望する少数株主の利益に資さない可能性があること、及び本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えているとのことであり、この考え方は不合理ではない。
- () 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置
- () . 公開買付者は、() 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除く。)の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、() 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主(但し、公開買付者及び当社を除く。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮している。
- () . 公開買付者は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定している。このように、公開買付者は、公開買付け期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の公正性を担保することを企図している。
- () 小括
以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。
- . 上記を踏まえ、当社取締役会が本取引の実施(本公開買付けに係る意見表明の内容を含む。)を決定することが少数株主に不利益でないことについて
上記 乃至 までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は特段見当たらず、したがって当社の取締役会が、本公開買付けへの賛同意見の表明及び当社の株主に対して応募推奨することを含め、本取引の実施を決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、上記「 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである T M I 総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する法的助言を受けております。

また T M I 総合法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、 T M I 総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2023年8月24日に本取引の実施に向けた検討を開始したい旨の初期的打診を受けた後、本取引に関する検討(当社の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに公開買付者との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバー(6名)は、公開買付者グループ(当社を除きます。)各社の役職員を兼務していない当社の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。また、かかる取扱いを含めて、当社の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、 T M I 総合法律事務所から得た本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本取引に関する諸条件について、当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行った結果、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「 当社における意思決定の過程及び理由」に記載したとおり、本取引によりシナジーの創出を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであるとの判断に至ったことから、2023年11月8日開催の当社取締役会において、当社の取締役5名のうち、審議及び決議に参加した全ての取締役5名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、上記の取締役会においては、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、佐藤諭氏及び見ル野雅成氏は、過去に公開買付者に在職経験があるものの、佐藤諭氏は2014年4月、見ル野雅成氏は2020年10月に当社にそれぞれ転籍をしており公開買付者と兼務関係が無いことから利害関係が無いものと判断し、当社取締役会の審議及び決議、並びに公開買付者との協議及び交渉に参加しております。

取引保護条項の不存在

当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しているとのことであり、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定申立権が確保されない手法は採用しないこと、()株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主(但し、公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しているとのことです。このように、公開買付者は、公開買付期間を法定の最短期間である20営業日よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

- (7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
佐藤 諭	代表取締役社長	-	180,000	1,800
見ル野 雅成	常務取締役	事業部門担当 第1 カスタマーサービス 事業部長	2,000	20
鈴木 久美	取締役	管理・技術部門担当 管理本部長 採用 管理部長	16,900	169
馬場 新介	取締役	-	-	-
会田 容弘	取締役	-	400	4
荒川 広美	監査役	-	8,000	80
中込 一洋	監査役	-	-	-
神田 博則	監査役	-	-	-
計	-	-	207,300	2,073

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本書提出日現在のものです。

(注2) 取締役の馬場新介氏及び会田容弘氏は、社外取締役であります。

(注3) 監査役の中込一洋氏及び神田博則氏は、社外監査役であります。

(注4) 監査役荒川広美氏の所有株式数は、富士ソフトサービスビューロ従業員持株会を通じての保有分でありませ

ず。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以 上